

町村週報

(町村の購読料は会員料
の中に含まれております)

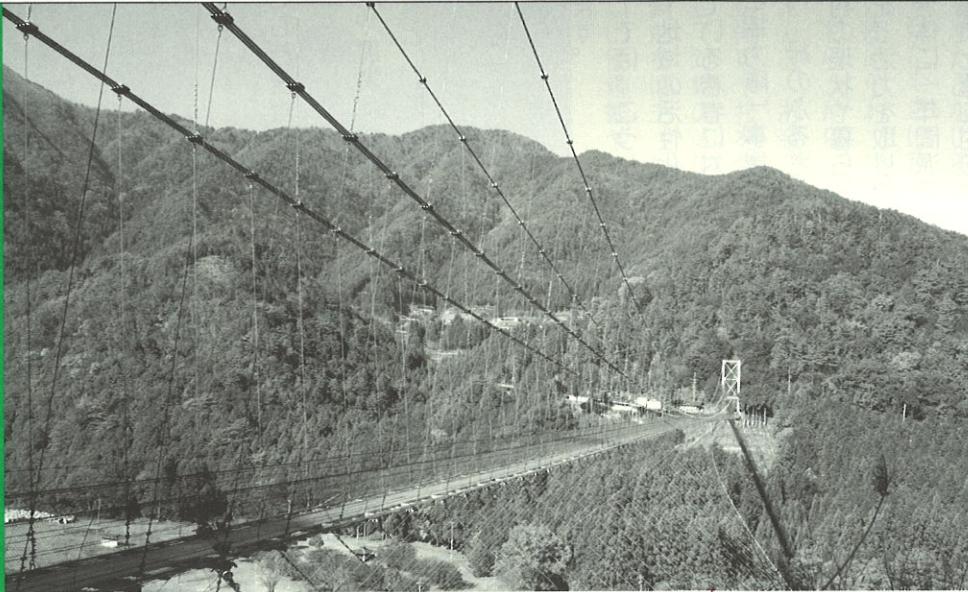
2902号

毎月月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕: 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 <http://www.zck.or.jp>

谷瀬の吊り橋 (奈良県十津川村)



もくじ

情 報	若者の農山漁村志向の高まり	特定非営利活動法人	地球緑化センター	橋本 文子
フオーラム	水産業と観光の村づくり	（大分県姫島村）	（宮城県丸森町）	（2）
復興だより 「復興」で終わらせない	「おおいた姫島ジオパーク」活動をバネに	（奈良県十津川村）	（岩手県西和賀町長 細井 洋行）	（11）（9）（8）（4）
町村Navi	「食と観光」で輝く町づくり	（2）		
想				

コラム

償
い

九州大学大学院法学研究院教授

木佐 茂男

最近、弁護士として法律相談を受けた際に、今は教科書にも載つてゐる。そこで、曲「償い」のことを話す機会が増えた。裁判長が、暴行して被害者を死亡させた被告人の少年に対して、開廷の際に、歌詞だけでも読みなさい、と言ったという有名な話も添えてある。このようなアドバイスは、法律的というよりも、心理面での相談に近い。

シルバー世代に入った方々から私に両面の相談がある。例えば自己破産による債務免除の後のことである。一方では、破産をして法律上では債務を免除されたが、お世話になつた人に本当に「償い」の気持ちがあることを分かつていただける方策はないのかという相談ケース。他方では、20年も前の交通事故の加害者が損害賠償債務を履行できないので自己破産してしまつたけれど、せめて「償い」の気持ちを示してもらいたい可能性がある。現実には無理であったかも知れないが、前者では連帯保証をしていて、後者は深夜の事故で、加害者も被害者も車を回避できた可能性がある。現実には無理であったかも知れないが、前者では連帯保証をしていて、後者は深夜の事故で、加害者も死んでしまつた。と考えてみると、加害者・被害者の関係も

相互に入れ替わることが珍しくない。悲惨な殺人事件や虐待事件について、われわれは、マスコミの情報で、罪を犯した者を一方的に加害者と決め込みがちである。だが、彼らも、どこかの段階でそのような行為に至るしかない状況に追いやられた被害者である側面もありはしないか。

一戸建ての民家の前に小さなマンションが建つと、前者は最初の日照被害者。しかし、その南側にさらに少し大きなマンションが建てば、最初のマンション住人・建設業者は被害者側に回る。さらに、その南側に大型マンションが建てば・・・。被害者と加害者は一方向で連鎖する。逆に、見ず知らずの人との間で、さらに夫婦相互、兄弟相互、教師と生徒の間でも、加害者と被害者の関係はしばしば入れ替わる。

地方自治の領域で、自治体側からみて、自治体は善いが、國は悪い。國は惡い。國は悪のような構図での議論が多い。本当にそうなのか、もつと冷静にみていないのでないか。それも、法制度の正否、誰のどのような執行・運用の正否も解説されないままの議論が続く。加害・被害関係が多少判明しても、「償い」は簡単には現金で済むわけではない。國、國民、自治体、住民、それぞれの義務や責任、被害の内容、償い方は何か。制度化しか改善策はなかつた糸をほぐす手立てを併せて思索する。昨日である。

◎写真キャプション◎

長い間、水害に苦しめられた住民は昭和29年、一戸当たり20万円を出し合い、全長297mの生活用吊り橋をつくった。ひとびとの生活を支えて60年。十津川の上空54mの高さに架かる橋は、いまや人気の観光スポットだ。